

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
定価 1箇月2,100円
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○行政機関設置条例の一部を改正する条例	(人事課)	一
○職員の手当に関する条例の一部を改正する条例	(職員厚生課)	一
○手数料条例の一部を改正する条例	(食と暮らしの安全推進課等)	二
○公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例	(警察本部生活環境課)	二
○事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	二
○美里町の設置に伴う関係条例の整理に関する条例	(同)	六
○消費生活の保護に関する条例の一部を改正する条例	(生活・文化課)	七
○社会福祉施設条例の一部を改正する条例	(保健福祉総務課)	一一
○県立都市公園条例の一部を改正する条例	(都市計画課)	一二

条 例

行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第百六十五号

行政機関設置条例の一部を改正する条例

行政機関設置条例(昭和三十三年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項の表宮城県仙台市青葉区地方振興事務所の項中、「遠田郡南郷町」を削り、同表宮城県石巻地方振興事務所の項中、「南郷町を除く。」を削る。

第四条の見出し及び同条第一項中「障害者更生相談所」を「リハビリテーション支援センター」に改め、同条第二項中「障害者更生相談所」を「リハビリテーション支援センター」に改め、同項

の表中

宮城県障害者更生相談所

を

宮城県リハビリテーション支援センター

に改め、同条第二

項中「障害者更生相談所」を「リハビリテーション支援センター」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、同年一月一日から施行する。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年宮城県条例第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六号中「障害者更生相談所」を「リハビリテーション支援センター」に改める。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第百六十六号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附則に次の一項を加える。

30 平成十八年三月三十一日から平成十九年三月三十一日までの間において、二十五年以上の期間継続して退職した者(退職の日において定められているその者に係る定年の年齢六十年度の者のうち、

その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)であつて年齢五十一年以上五十八年以下のものについては、第五条の二中「十年を減じた」とあるのは「九年を減じた」と、「年数」とあるのは「年数(四年を超える者については、四年)」

と、「百分の二」とあるのは「百分の五」と、第六条、附則第二十一項並びに条例第二十三号附則第五項及び第七項中「第五条の二」とあるのは「第五条の二(附則第三十項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と読み替えて、これらの規定を適用する。

と、「百分の二」とあるのは「百分の五」と、第六条、附則第二十一項並びに条例第二十三号附則第五項及び第七項中「第五条の二」とあるのは「第五条の二(附則第三十項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と読み替えて、これらの規定を適用する。

附 則

この条例は、平成十八年三月三十一日から施行する。ただし、第五条第四項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十七号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表九十三の項及び九十四の項を次のように改める。

九十三 削除		
九十四 削除		

第二条第一項の表百五十の項中、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同表百五十一の項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同表百五十二の項を次のように改める。

百五十一 削除		
---------	--	--

附 則

この条例中第二条第一項の表九十三の項及び九十四の項の改正規定は平成十八年三月一日から、その他の改正規定は旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十五号）の施行の日から施行する。

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十八号

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

公安委員会関係手数料条例（平成十二年宮城県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表二十七の項中、「第五十九条の二第五項（原子炉等規制法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）」を「第五十九条第五項」に改め、同表二十八の項中、「第五十九条の二第九項（原子炉等規制法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）」を「第五十九条第九項」に改め、同表二十九の項中、「第五十九条の二第十項（原子炉等規制法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）」を「第五十九条第十項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十四号。以下、「改正法」という。）附則第五条に規定する者が同条の規定によりなおその効力を有することとされる改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律百六十六号。以下、「旧法」という。）第六十六条第一項において準用する旧法第五十九条の二第五項、第九項又は第十項の規定に基づき運搬証明書の交付を受けようとする場合、運搬証明書の書換えを申請する場合又は運搬証明書の再交付を申請する場合には、改正前の第二条第一項の表二十七の項から二十九の項までの規定は、なおその効力を有する。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十九号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。第二条の表三の項の次に次のように加える。

三の二 地方自治法に基づく事務のうち、同法第一百九十六条の五第二項及び第五項の規定による同意	角田市 大和町
--	---------

<p>ノオクマケケコフエ 法第三十五条の六第一項の規定による認定 法第三十五条の七の規定による報告の受理 法第三十五条の十の規定による認定の取消し等 法第三十六条第一項の規定による許可 法第三十七条の二第一項及び第二項の規定による許可等（法第三十七条の四第三項において準用する場合を含む。） 法第三十七条の三第一項及び第二項の規定による完成検査等 （法第三十七条の四第四項において準用する場合を含む。） 法第三十七条の五第一項の規定による許可 法第三十七條の六第一項及び第三項の規定による保安検査等 法第三十七條の七の規定による許可の取消し等 法第三十七條の七の規定による報告の徴収（特定液化石油ガス設備工事業者及び液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業を行う者に係るものを除く。） 法第八十二条第二項の規定による報告の徴収 法第八十二条第一項の規定による立入検査等（液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業に係るものを除く。） 法第八十二条第二項の規定による立入検査等 法第八十二条第三項の規定による立入検査等 法第八十二条第四項の規定による立入検査等 法第八十三条第二項の規定による立入検査等 法第八十三条第三項の規定による立入検査等 法第八十三条第四項の規定による立入検査等 法第八十三条第五項の規定による立入検査等 法第八十三条第六項の規定による立入検査等 法第八十三条第七項の規定による立入検査等 法第八十三条第八項の規定による立入検査等 法第八十三条第九項の規定による立入検査等 法第八十三条第十項の規定による立入検査等 法第八十三条第十一項の規定による立入検査等 法第八十三条第十二項の規定による立入検査等 法第八十三条第十三項の規定による立入検査等 法第八十三条第十四項の規定による立入検査等 法第八十三条第十五項の規定による立入検査等 法第八十三条第十六項の規定による立入検査等 法第八十三条第十七項の規定による立入検査等 法第八十三条第十八項の規定による立入検査等 法第八十三条第十九項の規定による立入検査等 法第八十三条第二十項の規定による立入検査等 法第八十三条第二十一項の規定による立入検査等 法第八十三条第二十二項の規定による立入検査等 法第八十三条第二十三項の規定による立入検査等 法第八十三条第二十四項の規定による立入検査等 法第八十三条第二十五項の規定による立入検査等 法第八十三条第二十六項の規定による立入検査等 法第八十三条第二十七項の規定による立入検査等 法第八十三条第二十八項の規定による立入検査等 法第八十三条第二十九項の規定による立入検査等 法第八十三条第三十項の規定による立入検査等 法第八十三条第三十一項の規定による立入検査等 法第八十三条第三十二項の規定による立入検査等 法第八十三条第三十三項の規定による立入検査等 法第八十三条第三十四項の規定による立入検査等 法第八十三条第三十五項の規定による立入検査等 法第八十三条第三十六項の規定による立入検査等 法第八十三条第三十七項の規定による立入検査等 法第八十三条第三十八項の規定による立入検査等 法第八十三条第三十九項の規定による立入検査等 法第八十三条第四十項の規定による立入検査等 法第八十三条第四十一項の規定による立入検査等 法第八十三条第四十二項の規定による立入検査等 法第八十三条第四十三項の規定による立入検査等 法第八十三条第四十四項の規定による立入検査等 法第八十三条第四十五項の規定による立入検査等 法第八十三条第四十六項の規定による立入検査等 法第八十三条第四十七項の規定による立入検査等 法第八十三条第四十八項の規定による立入検査等 法第八十三条第四十九項の規定による立入検査等 法第八十三条第五十項の規定による立入検査等 法第八十三条第五十一項の規定による立入検査等 法第八十三条第五十二項の規定による立入検査等 法第八十三条第五十三項の規定による立入検査等 法第八十三条第五十四項の規定による立入検査等 法第八十三条第五十五項の規定による立入検査等 法第八十三条第五十六項の規定による立入検査等 法第八十三条第五十七項の規定による立入検査等 法第八十三条第五十八項の規定による立入検査等 法第八十三条第五十九項の規定による立入検査等 法第八十三条第六十項の規定による立入検査等 法第八十三条第六十一項の規定による立入検査等 法第八十三条第六十二項の規定による立入検査等 法第八十三条第六十三項の規定による立入検査等 法第八十三条第六十四項の規定による立入検査等 法第八十三条第六十五項の規定による立入検査等 法第八十三条第六十六項の規定による立入検査等 法第八十三条第六十七項の規定による立入検査等 法第八十三条第六十八項の規定による立入検査等 法第八十三条第六十九項の規定による立入検査等 法第八十三条第七十項の規定による立入検査等 法第八十三条第七十一項の規定による立入検査等 法第八十三条第七十二項の規定による立入検査等 法第八十三条第七十三項の規定による立入検査等 法第八十三条第七十四項の規定による立入検査等 法第八十三条第七十五項の規定による立入検査等 法第八十三条第七十六項の規定による立入検査等 法第八十三条第七十七項の規定による立入検査等 法第八十三条第七十八項の規定による立入検査等 法第八十三条第七十九項の規定による立入検査等 法第八十三条第八十項の規定による立入検査等 法第八十三条第八十一項の規定による立入検査等 法第八十三条第八十二項の規定による立入検査等 法第八十三条第八十三項の規定による立入検査等 法第八十三条第八十四項の規定による立入検査等 法第八十三条第八十五項の規定による立入検査等 法第八十三条第八十六項の規定による立入検査等 法第八十三条第八十七項の規定による立入検査等 法第八十三条第八十八項の規定による立入検査等 法第八十三条第八十九項の規定による立入検査等 法第八十三条第九十項の規定による立入検査等 法第八十三条第九十一項の規定による立入検査等 法第八十三条第九十二項の規定による立入検査等 法第八十三条第九十三項の規定による立入検査等 法第八十三条第九十四項の規定による立入検査等 法第八十三条第九十五項の規定による立入検査等 法第八十三条第九十六項の規定による立入検査等 法第八十三条第九十七項の規定による立入検査等 法第八十三条第九十八項の規定による立入検査等 法第八十三条第九十九項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百零一項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百零二項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百零三項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百零四項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百零五項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百零六項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百零七項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百零八項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百零九項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百一十項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百一十一項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百一十二項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百一十三項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百一十四項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百一十五項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百一十六項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百一十七項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百一十八項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百一十九項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百二十項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百二十一項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百二十二項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百二十三項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百二十四項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百二十五項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百二十六項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百二十七項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百二十八項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百二十九項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百三十項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百三十一項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百三十二項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百三十三項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百三十四項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百三十五項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百三十六項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百三十七項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百三十八項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百三十九項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百四十項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百四十一項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百四十二項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百四十三項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百四十四項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百四十五項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百四十六項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百四十七項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百四十八項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百四十九項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百五十項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百五十一項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百五十二項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百五十三項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百五十四項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百五十五項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百五十六項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百五十七項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百五十八項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百五十九項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百六十項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百六十一項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百六十二項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百六十三項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百六十四項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百六十五項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百六十六項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百六十七項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百六十八項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百六十九項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百七十項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百七十一項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百七十二項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百七十三項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百七十四項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百七十五項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百七十六項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百七十七項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百七十八項の規定による立入検査等 法第八十三条第一百七十九項の規定による立入検査等 法第八三百二十条の規定による報告の受理</p>	<p>石巻市</p>
---	------------

第二十条の表二十三の項中「昭和四十二年法律第九十八号」を削り、同項へ中「通報」の下に「ロ」に掲げる届出の受理に係るものに限る。」を加え、同項の次に次のように加える。

<p>二二三の三 騒音規制法（昭和四十二年法律第九十八号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>二二三の二 砂利採取法（昭和四十二年法律第七十四号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第二十条の規定による認可</p> <p>ロ 法第二十一条から第三項までの規定による認可等</p> <p>ハ 法第二十一条の二の規定による命令</p> <p>ニ 法第二十一条の三の規定による命令</p> <p>ホ 法第二十一条の四の規定による届出の受理</p> <p>ヘ 法第二十一条の五の規定による認可の取消し等</p> <p>ト 法第二十一条の六の規定による報告の徴収（イ及びロに掲げる認可に係るものに限る。）</p> <p>チ 法第二十一条の七の規定による立入検査等（イ及びロに掲げる認可に係るものに限る。）</p> <p>リ 法第二十一条の八及び第三項の規定による聴聞等（ヘに掲げる命令に係るものに限る。）</p>	<p>仙台市</p> <p>石巻市</p>
--	-----------------------

<p>イ 法第三条第一項及び第二項の規定による指定等 法第三条第三項の規定による公示（法第四条第三項において準用する場合を含む。） 法第四条第一項の規定による規制基準の設定 法第二十二條の規定による協力の要請等</p>	<p>石巻市</p>
--	------------

<p>第二十条の表二十四の項及び二十四の二の項中「小牛田町」を「美里町」に改め、同表二十五の二の項を削り、同表二十六の項及び二十六の二の項中「岩沼市」の下に「栗原市 丸森町」を加え、同表二十七の項中「小牛田町」を「美里町」に改め、同表二十七の二の項中サをキとし、又からアまでをルからサまでとし、リの次に次のように加える。</p> <p>又 法第二十七條第七項の規定による事業報告書の受理</p> <p>第二十条の表二十七の三の項中「角田市」の下に「多賀城市」を、「岩沼市」の下に「東松島市」を、「大衡村」の下に「美里町」を加え、同項を同表二十七の四の項とし、同表二十七の二の項の次に次のように加える。</p> <p>二七七の三 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三条の規定による指定</p> <p>ロ 法第四条の規定による規制基準の設定</p> <p>ハ 法第五条の規定による意見の聴取</p> <p>ホ 法第二十一條第一項の規定による協力の要請</p>	<p>石巻市</p>
--	------------

<p>第二十条の表二十八の二の項及び三十の二の項中「松島町」の下に「富谷町」を、「色麻町」の下に「美里町」を加え、同表三十の五の項中「白石市」の下に「美里町」を加え、同項を同表三十の七の項とし、同表三十の四の項中「角田市」の下に「多賀城市」を、「色麻町」の下に「美里町」を加え、同項を同表三十の五の項とし、同項の次に次のように加える。</p> <p>三十の六 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三条第一項及び第二項の規定による指定等</p> <p>ロ 法第三条第三項の規定による公示（法第四条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>ハ 法第四条第一項の規定による規制基準の設定</p> <p>ホ 法第二十二條の規定による協力の要請等</p>	<p>石巻市</p>
---	------------

<p>第二十条の表三十の三の項中「昭和四十九年法律第九十二号」を削り、「角田市」の下に「多賀城市」を、「色麻町」の下に「美里町」を加え、同項を同表三十の四の項とし、同表三十の二の項の次に次のように加える。</p> <p>三十の三 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号。以下この項において「法」という。）及び国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号。以下この項において「政令」という。）</p>	<p>松島町</p>
---	------------

に基づく事務のうち、次に掲げるもの
 イ 法第十四条第一項の規定による許可
 ロ 法第十九条の規定による請求の受理等
 ハ 法第二十三条第一項の規定による届出の受理
 ニ 法第二十四条第一項及び第三項の規定による報告の徴収（法第二十七条の五第四項及び第二十五条の規定による報告の徴収（法第二十七条の五第四項及び第二十六条の規定による公表（法第二十七条の五第四項及び第二十七条の八第二項において準用する場合を含む。）））
 ヘ 法第二十七条の八第二項において準用する場合を含む。
 ト 法第二十七条の八第二項において準用する場合を含む。
 チ 法第二十七条の八第二項において準用する場合を含む。
 リ 法第二十七条の四第一項の規定による届出の受理（法第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。）
 ル 法第二十七条の八第一項及び第三項（法第二十七条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告
 ヲ 法第二十七条の八第一項の規定による立入検査等（イ、ハ及びヒに掲げる許可等に係るものに限る。）
 カ 法第四十三条の規定による閲覧の請求等
 コ 法第四十七條の規定による第一項第三号から第五号まで、第二項及び第三項の規定による確認等

第二条の表三十一の項水中「二まで」を「チまで」に改め、同項ホを同項リとし、同項ニ中「、第三号及び第四号」を「及び第三号から第五号まで」に改め、同項中ニをチとし、ハをへとし、への次に次のように加える。

ト 法第十二条の二の規定による指導等

第二条の表三十一の項中ロをニとし、ニの次に次のように加える。

ホ 第十一条の二の規定による届出の受理

第二条の表三十一の項中イの次に次のように加える。

ロ 法第七条第二項の規定による報告の受理（法第十一条第一項において準用する場合を含む。）

ハ 法第七条の二の規定による指導等

第二条の表三十三の項中「岩沼市」の下に「栗原市 丸森町」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の表二十七の二の項の改正規定は公布の日から、同表十五の項、十八の項、二十四の項、二十四の二の項及び二十七の項の改正規定は平成十八年一月一日から、同表三十一の項の改正規定は同年二月一日から、同表十二の項の改正規定は同年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第一条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他

の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

美里町の設置に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十号

美里町の設置に伴う関係条例の整理に関する条例（公害防止条例の一部改正）

第一条 公害防止条例（昭和四十六年宮城県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表三の項及び六の項中「小牛田町」を「美里町（平成十七年十二月三十一日における旧遠田郡小牛田町の区域に係るものに限る。）」に改める。

（流域下水道条例の一部改正）

第一条 流域下水道条例（昭和五十三年宮城県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表鳴瀬川流域下水道の項中「小牛田町公共下水道」を「美里町公共下水道」に改める。

（県営住宅条例の一部改正）

第三条 県営住宅条例（昭和三十五年宮城県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表県営小牛田峯山住宅の項並びに別表第一第二号の表県営小牛田峯山住宅集会所の項及び県営小牛田峯山住宅駐車場の項中

遠田郡小牛田町

を

遠田郡美里町

に改める。

（公営企業の設置等に関する条例の一部改正）

第四条 公営企業の設置等に関する条例（昭和四十九年宮城県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表大崎広域水道の項中「小牛田町、南郷町」を「美里町」に改める。

（県立学校条例の一部改正）

第五条 県立学校条例（昭和三十三年宮城県条例第十六号）の一部を次のように改正する。
 第四条の表宮城県小牛田農林高等学校の項及び宮城県南郷高等学校の項を削り、同表宮城県田尻高等学校の項の次に次のように加える。

宮城県南郷高等学校	遠田郡美里町
宮城県小牛田農林高等学校	

第五条の表宮城県立養護学校小牛田高等学園の項中

遠田郡小牛田町

遠田郡美里町

に改める。

（警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正）

第六条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年宮城県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県小牛田警察署の項中

遠田郡小牛田町

を

遠田郡美里町

に、「小牛田町、田尻町」を「田尻町、美里町（宮城県涌谷警察署

の管轄区域を除く。）」に改め、同表宮城県涌谷警察署の項中「南郷町」を「美里町（大柳、木間塚、二郷、練牛、福ヶ袋、和多田沼、字名鱒）」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年一月一日から施行する。

消費生活の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十一号

消費生活の保護に関する条例の一部を改正する条例

消費生活の保護に関する条例（昭和五十一年宮城県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

消費生活条例

目次を次のように改める。

目次

- 第一章 総則（第一条・第八条）
- 第二章 危害の防止、取引の適正化等に関する施策（第九条・第十六条）
- 第三章 情報の提供等の推進等（第十七条・第二十条）
- 第四章 消費者苦情の処理及び訴訟援助（第二十一条・第二十五条）
- 第五章 生活関連商品に関する施策（第二十六条・第二十九条）
- 第六章 消費生活審議会（第三十条・第三十六条）
- 第七章 消費者被害救済委員会（第三十七条・第四十条）
- 第八章 雑則（第四十一条・第四十五条）

附 則

第一条中「条例は」の下に、「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ」を加え、「県、市町村及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき」を「基本理念を定め、県、事業者及び事業者団体の責務並びに消費者及び消費者団体の」に改める。

第二条から第五条までを次のように改める。

（基本理念）

第二条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者施策」という。）の推進は、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる事項が消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者の自立を支援することを基本として行わなければならない。

- 一 消費者の安全が確保されること。
- 二 商品及びサービス（以下「商品等」という。）について自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
- 三 消費者に対し、必要な情報が提供されること。
- 四 消費者に対し、消費生活に関する教育の機会が提供されること。
- 五 消費者の意見が消費者施策に反映されること。
- 六 消費者に被害が生じた場合には、適切かつ迅速に救済されること。

2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

3 消費者施策の推進は、環境への負荷の低減に配慮して行われなければならない。
(県の責務)

第三条 県は、経済社会の発展に即応して、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費生活センターにおける相談業務その他の業務を通じて消費者施策を推進するものとする。

2 県は、市町村が実施する消費者施策に協力するとともに、当該消費者施策が円滑に推進されるよう必要な情報の提供その他の支援を行うものとする。

3 県は、消費者施策の推進に当たっては、県民の意見を反映させるものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品等について、次に掲げる責務を有する。

一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。

二 消費者に対し、必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

三 消費者との取引に際して、消費者の年齢、知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。

四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

五 商品等に関する消費者の意見を事業活動に反映させるよう努めること。

六 県又は市町村が実施する消費者施策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品等に関し環境への負荷の低減に配慮するとともに、当該商品等について品質等を向上させ、その事業活動に関し自ら遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(事業者団体の責務)

第五条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

第三十五条中「この条例に定めるもののほか、」を削り、同条を第四十五条とする。

第三十四条中「又はこれら」を「、又はこれら」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、前項に定めるもののほか、県民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、国に対し、意見を述べ、必要な措置をとることを要請するものとする。

第三十四条を第四十四条とし、第七章中同条の前に次の三条を加える。

(知事への申出)

第四十一条 県民は、この条例の規定に違反する事業者の事業活動又はこの条例に定める措置がとられていないことにより、相当多数の消費者の利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあると認めるときは、知事に対し、規則で定めるところにより、その旨を申し出て、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があつた場合において、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他必要な措置をとるものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、第一項の規定による申出の内容並びにその処理の経過及び結果についての情報を提供するものとする。

(立入調査等)

第四十二条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該事業者の事務所、営業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(公表)

第四十三条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

一 第九条第二項若しくは第三項の立証を虚偽の資料若しくは虚偽の方法により行つたとき、又は同項の規定による求めに応じないとき。

二 第十条第一項、第十三条第五項、第十六条又は第二十九条の規定による勧告に従わないとき。

三 第二十一条第一項又は第二十二条第二項の規定による資料の提出若しくは説明をせず、又は虚偽の資料の提出若しくは虚偽の説明をしたとき。

四 前条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をしたとき、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、意見を述べ、意見を述べた機会を与えなければならない。

第七章を第八章とする。

第三十三条中「第二十五条及び第二十七条から第二十九条」を「第三十二条及び第三十四条から第三十六条」に、「第三十三条において準用するこの章」を「第三十二条、第三十四条から第三十六条まで及び次章」に改め、第六章中同条を第四十条とする。

第三十二条を第三十九条とし、第三十一条を第三十八条とする。

第三十条中、「調停」を「あつせん又は調停」に改め、同条を第三十七条とする。

第六章を第七章とする。

第五章中第二十九条を第三十六条とし、第二十三条から第二十八条までを七条ずつ繰り下げ、同章を第六章とする。

第二十一条及び第二十二条を削る。

第二十条第一項中「特定生活必需商品」を「特定生活関連商品」に、「是正」を「是正のために必要な措置をとるべきこと」に改め、同条第二項を削り、第四章中同条を第二十九条とする。

第十九条の見出し中「特定生活必需商品」を「特定生活関連商品」に改め、同条第一項中「生活必需商品の」を「生活関連商品の」に、「生活必需商品を」を「生活関連商品を」に、「特定生活必需商品」を「特定生活関連商品」に改め、同条を第二十八条とする。

第十八条中「生活必需商品」を「生活関連商品」に改め、同条を第二十七条とする。

第十七条中「生活必需商品」を「生活関連商品」に改め、同条を第二十六条とする。

第四章の章名中「生活必需商品」を「生活関連商品」に改め、同章を第五章とする。

第三章中第十六条を第二十五条とする。

第十五条第一項第三号中「第十三条」を「第二十一条」に、「調停」を「あつせん又は調停」に改め、同条を第二十四条とする。

第十四条中、「措置」の下に「をとること」を加え、同条を第二十三条とする。

第十三条の見出しを「消費者被害救済委員会のおつせん等」に改め、同条第一項中「調停」を「あつせん又は調停」に改め、同条第二項中「調停」を「あつせん又は調停」に、「及び」を「又は」に改め、同条を第二十二条とする。

第十二条の見出し中「苦情」を「消費者苦情」に改め、同条第一項中「あつせん」を「助言、あつせん」に、「講ずる」を「とる」に改め、同条第二項中「講ずる」を「とる」に改め、同条を第二十一条とする。

第三章を第四章とする。

第十一条の見出しを「消費者団体の活動促進」に改め、同条中「消費者」を「消費者団体」に、「組織活動」を「活動」に改め、第二章中同条を第二十条とする。

第十条中「消費生活の保護に関する施策」を「消費者施策」に改め、同条を第十九条とする。

第九条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(教育の推進)

第十八条 県は、消費者が消費生活を営む上で必要な知識及び判断力を習得し、自主的かつ合理的に

行動し、並びにその行動が経済社会及び環境に及ぼす影響についての理解を深めるため、関係団体と協力して消費生活に関する教育に係る施策を実施するものとする。

第八条第五項中「供給するよう」を「供給すべきこと」に改め、同条第六項を削り、同条を第十三条とし、同条の次に次の三条及び章名を加える。

(不適正な取引行為の禁止)

第十四条 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引に関し、次のいずれかに該当する行為で規則で定めるもの(以下「不適正な取引行為」という。)を行ってはならない。

一 消費者に対し、商品等の品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組み等に関する重要な情報であつて、事業者が保有し、若しくは保有し得るものを提供せず、若しくは誤認を招くものを提供し、将来における不確実な事項について断定的な判断を提供し、又は販売の意図を隠して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

二 消費者を威迫し、執ように説得し、心理的に不安な状態に陥らせる等不当な方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は消費者の十分な意思形成のないまま契約を締結させる行為

三 取引における信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為

四 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等不当な手段を用いて、消費者又はその関係人に契約(契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を迫り、又は当該債務を履行させる行為

五 契約に基づく債務について、正当な理由なく完全な履行をせず、消費者からの正当な根拠に基づく債務の履行の請求に対して、履行を不当に拒否し、若しくはいたすに遅延させ、又は消費者への事前の通知をすることなく履行を中止する行為

六 契約内容を正当な理由なく一方的に変更する行為

七 消費者からの正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張に際し、これらを妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによつて生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくはいたすに遅延させる行為

八 商品等を供給する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行うものからの商品等の購入を条件又は原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約(以下「与信契約等」という。)について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、若しくは与信契約等を締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に

基づく債務の履行を迫り、若しくは債務を履行させる行為
(不適正な取引行為の調査等)

第十五条 知事は、不適正な取引行為が行われている疑いがあると認めるときは、その取引の実態等について必要な調査を行うものとする。

2 知事は、事業者が不適正な取引行為を行っていると認め、かつ、当該不適正な取引行為による消費者の被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、前項の規定による調査に関する情報を提供するものとする。

(不適正な取引行為の是正勧告)

第十六条 知事は、前条第一項の規定による調査の結果、当該事業者が不適正な取引行為を行っていると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、当該不適正な取引行為を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第三章 情報の提供等の推進等

第七条第一項中「商品等」を「その供給する商品等」に、「危害の防止、取引の公正等に資するため、次の各号に」を「次に」に、「の遵守に努めるものとする」を「を実施するよう努めなければならない」に改め、同項第三号中「製造年月日等」を「製造年月日(食品にあつては、消費期限又は賞味期限)等」に改め、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同条第二項を削り、同条を第十二条とする。

「第二章 消費者の保護」を削る。

第六条を次のように改める。

(消費者の役割)

第六条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、商品を選択し、使用し、若しくは廃棄し、又はサービスを選択し、若しくは利用するに当たっては、環境への負荷の低減に配慮するよう努めなければならない。

第六条の次に次の二条並びに章名及び三条を加える。

(消費者団体の役割)

第七条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(基本計画)

第八条 知事は、消費者施策の計画的な推進を図るため、消費者施策の推進に関する基本的な計画

(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 消費者施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、消費者施策を推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。

4 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第二章 危害の防止、取引の適正化等に関する施策

(危害に関する調査等)

第九条 知事は、商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに、必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を実施し、なお当該商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼすものでないことを確認することができず、かつ、必要があると認めるときは、当該商品等を供給する事業者に対し、期日を定めて、資料の提出その他の方法により、当該商品等が当該危害を及ぼすものでないことの立証を求めることができる。

3 知事は、当該事業者が正当な理由なく前項に規定する期日までに立証を行わないとき、又は当該事業者が行った立証によつては当該商品等が当該危害を及ぼすものでないことを確認することができる。ただし、当該事業者に対し、再度立証を求めることができる。

4 知事は、消費者の生命、身体又は財産への危害を防止するため必要があると認めるときは、前二項の規定による調査等に関する情報を提供するものとする。

(危害防止の勧告等)

第十条 知事は、前条の規定による調査等の結果、当該商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該商品等を供給する事業者に対し、当該商品等の供給の中止、回収その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、宮城県消費生活審議会の意見を聴くものとする。ただし、当該商品等が危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることが明らかであると認められるときは、この限りでない。

(緊急危害防止措置)

第十一条 知事は、商品等がその欠陥により消費者の生命又は身体について重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、当該危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、直ちに、当該商品等の名称、当該商品等を供給する事業者の

氏名又は名称及び住所その他必要な事項を公表するものとする。

2 前項の規定による公表があつたときは、当該商品等を供給する事業者は、直ちに、当該商品等の供給の中止、回収その他必要な措置をとらなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の消費生活の保護に関する条例の規定によりされた申出、手続その他の行為は、改正後の消費生活条例(以下「新条例」という。)中これに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によりされた申出、手続その他の行為とみなす。

社会福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十二号

社会福祉施設条例の一部を改正する条例

第一条 社会福祉施設条例(昭和四十八年宮城県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条 第二項の表身体障害者福祉法に規定する施設の項及びその他の社会福祉に関する施設の項を次のように改める。

身体障害者福祉法に規定する施設	視聴覚障害者情報提供施設	宮城県図書館	同	点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を視覚障害者の利用に供する。
その他の社会福祉に関する施設	児童相談診療施設	宮城県総合センター石巻診療室 宮城県総合センター古川診療室	石巻市 大崎市	児童に関する相談に応じ、診療又は指導を行うとともに、児童福祉にかかわる職員の研究等を行う。
	リハビリテーション支援施設	宮城県総合センター	仙台市	リハビリテーションに関し、診療又は訓練を行う。

第三条 第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 宮城県リハビリテーション支援センターを使用する者からは、別表第二に定める使用料を徴収する。

別表第二中

第三条第四項中「、宮城県拓杏園」を削り、「又は宮城県子ども総合センター古川診療室」を、「宮城県子ども総合センター古川診療室又は宮城県リハビリテーション支援センター」に改める。

別表第二中

三 身体障害者福祉法第十七条の十第一項に規定する指定施設支援	身体障害者福祉法第十七条の十第二項第一号に掲げる額に相当する額
--------------------------------	---------------------------------

三 自動車損害賠償保障法の適用のある診療	療養費用算定方法を適用し、療養費用算定方法別表第一により算定した額に百分の百五十五を乗じて得た額。ただし、老人保健法第二十五条第一項に規定する七十五歳以上の加入者等にあつては、医療費用算定基準を適用し、医療費用算定基準別表第一により算定した額に百分の百五十を乗じて得た額
----------------------	---

四 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の適用のある診療	厚生労働省労働基準局長が定めた労災診療費算定基準により算定した額
------------------------------------	----------------------------------

改める。

第二条 社会福祉施設条例の一部を次のように改正する。

別表第二に次のように加える。

五 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定による通所リハビリテーション	当該サービスの内容、当該施設の所在する地域の平均的な費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)の額を助案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。)
---	--

別表第三の六の項中「(平成九年法律第二百二十三号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の宮城県拓杏園の使用に関し文書の交付を受けようとする場合について

は、第一条の規定による改正前の社会福祉施設条例第三条第四項及び別表第三の規定は、なおその効力を有する。

県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十三号

県立都市公園条例の一部を改正する条例

第一条 県立都市公園条例（昭和三十四年宮城県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一「宮城野原公園」の項中、「宮城球場（）」の下に、「室内練習場」を、「宮城テニスコート（クラブハウス）」の下に、「温水シャワー室」を加える。

別表第二第一号の表公園施設の管理の項中

宮城球場	一年につき	一六四、〇〇〇、〇〇〇円
------	-------	--------------

を

宮城球場	一年につき	一八七、七八〇、〇〇〇円
宮城球場駐車場		七、二〇〇、〇〇〇円

に

改める。

別表第三第二号の表宮城球場の項中

クラブハウス	五、九〇〇円
--------	--------

を

室内練習場	一時間につき	一般	九、〇〇〇円
		学生等	四、五〇〇円
クラブハウス			五、九〇〇円

に

改め、同表宮城テニスコートの項中

クラブハウス

四、〇〇〇円

を

クラブハウス

四、〇〇〇円

温水シャワー室

四、〇〇〇円

に

改める。

別表第三備考中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 附帯施設、用具等（宮城球場の照明施設を除く。）を利用する場合の使用料の額は、別に定めがある場合を除き、利用一回当たりの額とする。

第二条 県立都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第七第二号の表宮城球場の項中

クラブハウス	五、九〇〇円
--------	--------

を

室内練習場	一時間につき	一般	九、〇〇〇円
		生徒等	四、五〇〇円
クラブハウス			五、九〇〇円

に

改め、同表宮城テニスコートの項中

クラブハウス	四、〇〇〇円
--------	--------

を

クラブハウス	四、〇〇〇円
温水シャワー室	四、〇〇〇円

に

改める。

別表第七備考中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

る。

十 附帯施設、用具等（宮城球場の照明施設を除く。）の利用料金の基準額は、別に定めがある場合を除き、利用一回当たりの額とする。

附 則

この条例中第一条の規定は平成十八年三月二十三日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

